

第2期中期目標	第2期中期計画（案）
<p>（前文）</p> <p>地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「研究所」という。）は、平成24年4月に地方独立行政法人として新たに設立された。以来、研究所は、その定款第1条に定められた「環境、農林水産業及び食品産業に関する調査及び試験研究並びにこれらの成果の活用などを行うことによつて、豊かな環境の保全及び創造、農林水産業の振興並びに安全で豊かな食の創造を図り、もつて府民生活の向上に寄与する」という目的を達成するため、第1期中期目標に沿つて様々な取組を進めてきた。</p> <p>この第1期中期目標期間の取組について、大阪府地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所評価委員会から、研究所の業務実績は「全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗している。」として高い評価を受けた。また、効果的な人員配置や効率的な事務処理・予算執行に努めてきた結果、順調に業務運営がなされてきた。</p> <p>今後、研究所が更に発展していくためには、環境分野と農林水産分野が融合した総合研究機関としての特長を活かすとともに、長期的展望に立った先駆的な技術開発を進めることで、府内外における信頼と存在感を高めていくことが必要である。</p> <p>第2期中期目標期間においては、「事業者・行政・地域社会に対して存在感のある研究所」を目標とし、以下の視点での取組を求める。</p> <p>① 製品化・商品化を意識した質の高い技術支援とこの成果のより一層の普及・拡大を通じて、農林水産業や食品産業の事業者から頼られる存在を目指すこと。</p> <p>② 環境分野及び農林水産分野に関する行政課題への対応力を強化するとともに、将来起こりうる緊急時などへの対応に備えること。</p> <p>③ 技術支援や広報活動により地域社会への貢献を強化し、府民に身近な研究所を目指すこと。</p> <p>これらの視点に加えて、地方独立行政法人としての特色を活かした自律的・弾力的な業務運営についても、不断の努力と一層の成果が求められてい</p>	

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 第2期中期目標—中期計画（案）対照表

<p>るところである。</p> <p>以上の視点を踏まえて、本府は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定に基づき、以下のとおり第2期となる中期目標を定め、これを達成するよう研究所に対し指示する。</p>	
<p>第1 中期目標の期間</p> <p>平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間とする。</p>	
<p>第2 府民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 技術支援の実施及び知見の提供</p> <p>研究所は、環境、農林水産業及び食品産業の分野における専門家集団として技術力を最大限に発揮し、府民に対して様々な技術支援を行うとともに、府に協力して成果の普及を円滑に進めること。</p> <p>また、様々な分野から集積した知識や、調査及び試験研究（以下「調査研究」という。）などで得た知見を積極的かつ分かりやすく提供すること。</p> <p>更に、事業者や行政への支援を着実に実施するため、数値目標を設定して取り組み、その状況を適切に把握して進捗管理を行うこと。</p>	<p>第1 府民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 技術支援の実施及び知見の提供</p> <p>事業者、行政、地域社会への技術支援並びに調査及び試験研究（以下「調査研究」という。）などで得た知見の提供等を研究所が提供するサービスの主たるものと位置づけ、以下のとおり取り組む。</p>
<p>（1）事業者に対する支援</p> <p>①事業者に対する技術支援</p> <p>環境、農林水産業及び食品産業の事業者の要望に対して、幅広い観点から技術相談、指導、依頼試験、共同研究などの技術支援を迅速かつ的確に実施すること。また、事業者に対する技術支援の中で得た成果をより一層普及させるため、製品化・商品化も視野に入れて、技術相談や共同研究などを実施すること。</p>	<p>（1）事業者に対する支援</p> <p>①事業者に対する技術支援</p> <p>農林水産業者、民間企業等の事業者を以下のとおり支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 技術相談への対応等 b 受託研究・共同研究の実施 c 依頼試験の実施 d 試験機器・施設の提供 e 製品化・商品化やPRに係る支援 f 事業者団体等への支援 <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 環境・農林水産及び食品産業に係る事業者の技術課題等の相談への対応を中期

<p>②事業者に対する知見の提供 研究所が集積した専門的な知識や知見を、事業者の技術的な課題の解決に資するよう、事業者にとって分かりやすく、かつ入手しやすい方法で提供するように努めること。</p>	<p>目標期間の合計で1,600件以上とする。 2 試験機器・施設の提供件数を中期目標期間の合計で120件以上とする。 3 受託研究利用者を対象としたアンケート調査を実施し、利用者の総合評価の中期目標期間における平均値を4以上（5段階評価）とする。</p> <p>②事業者に対する知見の提供 研究所が集積した知見や専門的な情報を、セミナー・講習会等の実施やホームページ等による情報発信など多様な機会・媒体を通じて、事業者にわかりやすく提供する。</p>
<p>（２）行政課題への対応 ①行政課題に対する技術支援 良好で快適な環境の保全・創出、安全・安心で豊かな食の提供に向けた府の政策目標の達成に必要な技術的課題への対応を強化するため、広く専門的な知識や知見の集積に努め、迅速かつ的確に技術支援を行うこと。 また、全国的に共通する課題や近隣府県にまたがる対応を求められる課題についても、共同研究への参画などを通じて取組を進め、課題解決のための支援を行うこと。</p> <p>②緊急時への対応と予見的な備え 災害及び事故などの発生時において、緊急の対応が必要な場合には、府へ</p>	<p>（２）行政課題への対応 ①行政課題に対する技術支援 「環境の保全・創造」や「安全で豊かな食や地域特性に応じた農林水産業の振興・活性化」に係る府の課題解決や施策の推進に必要な支援を以下のとおり行う。 a 技術相談への対応等 b 行政依頼による調査研究の実施 c 現地技術指導 d 依頼検体等の分析 e その他府が必要とする技術支援 なお、行政依頼による調査研究については、試験研究推進会議を府と共同で開催・運営し、行政の施策目的（アウトカム）に基づく課題の目標（アウトプット）を行政と研究所で共有し、優先順位をつけて実施する。また、全国的に共通する課題や府県域を越えた対応を求められる課題については、国や大学、他の研究機関などと共同で調査研究に取り組む。</p> <p>【数値目標】 府からの依頼による調査研究課題については、行政評価を受け、その総合評価（4段階評価）の中期目標期間における平均値を3以上とする。</p> <p>②緊急時への対応と予見的な備え 環境及び農林水産業に係る府の緊急時対応を技術的に支援するため、災害時及び事</p>

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 第2期中期目標—中期計画（案）対照表

<p>の協力など必要な支援を迅速かつ的確に行うこと。加えて、緊急時への予見的な備えに対しても技術支援を行うこと。</p> <p>③行政に関係する知見の提供 行政の技術力向上のため、研究所が集積した専門的な知識や知見を広くかつ積極的に府や府内市町村へ提供するよう努めるとともに、国や府が実施する国際協力事業への支援に努めること。</p> <p>④農業大学校の運営 農業大学校の運営を通じ、新たな農業生産者及び農の成長産業化に資する人材の育成に努めるほか、府が行う多様な担い手育成に係る施策に協力すること。</p>	<p>故時等における状況調査・環境分析や農産物の病害虫等の緊急診断、魚病診断、貝毒プランクトンの分析等を行う。また、人の健康や生活環境に影響を及ぼすおそれのある事象（物質）等に係る予見的な調査研究や農林水産業に影響を及ぼす可能性のある新病害虫の情報収集などの危機管理の取組も実施する。</p> <p>③行政に関係する知見の提供 府や府内市町村の技術力向上のため、研修会の実施や講師派遣等を行う。また、市町村等が実施する各種委員会への委員の派遣や、国や府が実施する国際協力事業に係る視察受け入れや研修、専門家の派遣にも積極的に対応する。</p> <p>④農業大学校の運営 農の成長産業化を支える農業生産者や農業技術者等を育成する。その他、府の行う「多様な担い手育成」に係る施策に積極的に協力する。</p> <p>【数値目標】 農大卒業生のうち、就農・就職を希望する者の農業関係就職率を中期目標期間の平均で90%以上とする。</p>
<p>（3）地域社会への貢献</p> <p>①地域社会に対する技術支援 研究所が集積した専門的な知識や知見、これまでの地域支援の取組により蓄積したノウハウを基に、環境及び生物多様性の保全などに係る地域社会の取組を支援すること。</p> <p>②府民への広報活動 研究所の取組成果を府民に分かりやすく発信するとともに、イベントの実施や学校教育への協力などを通じて、府民に身近な研究所となるよう取り組むこと。</p>	<p>（3）地域社会への貢献</p> <p>①地域社会に対する技術支援 研究所が集積した専門的な知識や知見、これまでの地域支援の経験を活かし、地域の環境や生物多様性の保全活動、農林水産業を活用した福祉活動などに取り組む市町村や市民団体、企業等の支援を行う。技術課題の解決支援のほか、それらの団体が行う勉強会・イベントへの講師派遣、学校等からの依頼による研修等受け入れなどを行う。また、地域活動を支援する拠点づくり等について検討する。</p> <p>②府民への広報活動 研究所の取り組みや成果・知見を府民に分かりやすく発信するため、イベント・セミナー等の開催や出展、ホームページや報道機関を通じての情報発信、普及啓発のための資料作成を実施する。 また、学会誌等に掲載された研究所の論文等も、ホームページに概要を掲載するな</p>

	<p>ど府民にわかりやすい発信に努める。</p> <p>【数値目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 環境保全等の地域活動に資する勉強会や講習会、イベント等への講師派遣を中期目標期間の合計で320件以上行う。 2 報道資料提供は、中期目標期間の合計で160件以上行う。
<p>2 調査研究の効果的な推進と調査研究能力の向上</p> <p>研究所は環境分野と農林水産分野が融合した総合研究機関であることから、その特長を最大限に活かした調査研究に取り組むこと。同時に、地域の多様な技術ニーズに直結した調査研究を行うとともに、技術支援の質の向上に取り組むこと。</p> <p>また、地域のニーズの把握は、生産現場や行政との連携によりきめ細かく行うこと。なお、調査研究の実施にあたっては、数値目標を設定して積極的に取り組み、外部の意見も取り入れるなど客観的に進捗を把握し、評価するよう努めること。</p>	<p>2 調査研究の効果的な推進と調査研究能力の向上</p> <p>地域における多様な技術ニーズを、生産現場や行政との連携によりきめ細かく把握するとともに、最新の技術情報や技術動向など幅広いシーズを積極的に収集することで、ニーズに直結した質の高い調査研究を実施する。</p> <p>なお、調査研究の実施にあたっては、環境分野と農林水産分野が融合した総合研究所である特長を最大限に活かして取り組む。</p> <p>【数値目標】</p> <p>調査研究の質を向上させ、その成果を発信するため、調査研究に係る学術論文件数と学会等発表件数の合計を中期目標期間において400件以上とする。</p>
<p>（1）技術ニーズの把握と知見の集積</p> <p>環境、農林水産業及び食品産業の分野の地域における技術ニーズとその動向を的確に把握するとともに、最新の技術的な動向や研究の動きなど、幅広い知見を集積すること。</p>	<p>（1）技術ニーズの把握とシーズの集積</p> <p>事業者の技術ニーズや府の行政ニーズは、聞取調査、技術相談や意見交換等を通じて、きめ細かく把握する。また、技術シーズを、学会や公設試験研究機関ネットワーク、国などが実施するセミナー等を通じて収集する。</p>

<p>（２）質の高い調査研究の実施</p> <p>①調査研究の推進</p> <p>選択と集中の観点から、六次産業化を含む農林水産業及び食品産業の将来的な発展、地球温暖化対策の推進、新たな環境事案への対処、循環型社会の構築など、特に技術ニーズが高い分野や早急な対応が求められる分野、あるいは将来の持続的な成長に向けて新たな技術ニーズが見込まれる分野などについて、重点的かつ計画的に調査研究を行うこと。</p>	<p>（２）質の高い調査研究の実施</p> <p>①調査研究の推進</p> <p>調査研究の実施にあたっては、府の行政ニーズに対する位置づけ、緊急性、実用性や事業化の可能性、公設試験研究機関として求められている継続性等の観点から、調査研究課題を、戦略研究課題、重点研究課題、挑戦研究課題及び基盤調査研究課題の４つに分類し、施策目的（アウトカム）と課題の目標（アウトプット）とを明確にして、実施する。詳細は以下のとおり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>１ 戦略研究課題</p> <p>重要施策の実現に必要であり、分野横断的な調査研究をはじめ、府民や受益者など多様な主体が連携して総合的に取組を進めていくことが必要な以下の課題に取り組む。</p> <p>（戦略1）府域の地球温暖化対策（緩和策、適応策）に関する調査研究サブテーマとして以下のとおり取り組む。</p> <p>① 大阪湾、河川の水温データ等を含む温暖化に係る府域のデータの統合的解析を行う。</p> <p>② 主要農産物の栽培における高温生育障害の発生予測と対策技術を開発する。</p> <p>③ 温暖化の進行によって被害拡大が予測される病害虫や有毒プランクトン等に対するモニタリング調査を実施するとともに被害防止技術を開発する。</p> <p>（戦略2）六次産業化など、農林水産業及び食品産業の発展のための研究開発から製品化・商品化、またはブランド化までの総合的支援サブテーマとして以下のとおり取り組む。</p> <p>① 大阪産（もん）ブドウ新品種のブランド化を推進する。</p> <p>② 大阪産（もん）高級魚アコウのブランド化を推進する。</p> <p>③ 大阪産（もん）を利用した商品の開発や改良に取り組む。</p> </div>
--	--

	<p>2 重点研究課題</p> <p>重要施策の実現に必要な研究課題のうち、緊急性が高い課題、あるいは実用化・事業化が求められている以下の課題に取り組む。</p> <p>（重点1）PM2.5の発生源解析や光化学オキシダントの生成要因に関する調査研究</p> <p>（重点2）環境への負荷が少なく、高品質で安全な農産物生産のための総合的作物管理（ICM）技術の開発</p> <p>（重点3）大阪湾の栄養塩適正管理に関する調査研究</p> <p>3 挑戦研究課題</p> <p>先導的な役割を担う調査研究課題や新たな試みで地域社会への貢献が期待できる以下の課題に取り組む。</p> <p>（挑戦1）大気中のナノ粒子や環境リスクが懸念される化学物質等の新たな環境汚染に関する調査研究</p> <p>（挑戦2）府域の特性に応じた循環型社会形成推進に関する調査研究</p> <p>（挑戦3）特色ある大阪産（もん）農水産物創生に関する調査研究</p> <p>4 基盤調査研究課題</p> <p>地域の技術ニーズに根差す調査研究課題や公的試験研究機関として継続して実施することが必要な以下の調査研究課題に取り組む。</p> <p>（基盤1）府域の化学物質等環境汚染物質の調査研究</p> <p>（基盤2）効率的かつ安定的な農産物生産に関する調査研究</p> <p>（基盤3）安全・安心な農水産物の供給等に関する調査研究</p> <p>（基盤4）大阪湾等の水産資源の増殖・管理に関する調査研究</p> <p>（基盤5）都市緑化・森林環境保全、生物多様性保全及び鳥獣被害対策等の調査研究</p>
--	---

<p>②調査研究資金の確保 多様な技術ニーズに応えるため、府の協力のもと、外部研究資金など調査研究に必要な資金の確保に努めること。</p> <p>③調査研究の評価 行政ニーズと技術ニーズに対する適合性、計画及び方法の妥当性など調査研究の質の向上を図る観点から、府や外部有識者の意見を取り入れて評価を行い、その結果を研究管理に適切に反映させること。</p>	<p>②調査研究資金の確保 外部研究資金等の獲得に向け、以下の取組を行う。 a 外部研究資金の募集情報の収集 b 外部有識者による指導・助言を得ること等 c 競争的資金獲得のための実現可能性調査（フィージビリティスタディ）の実施 d 他の研究機関とのネットワーク構築</p> <p>【数値目標】 各年度において、外部資金により実施する調査研究の件数と新たに応募する外部研究資金の件数の合計を75件以上とする。</p> <p>③調査研究の評価 調査研究は、依頼者、クライアント別に以下の評価を受ける。 a 事業者支援に係る調査研究 受託研究利用者のクライアント評価 b 行政依頼課題の調査研究 大阪府環境農林水産部長、室課長による行政評価 c 外部研究資金で実施する調査研究 大学・研究機関等の外部有識者による研究アドバイザリー委員会評価 なお、これらの評価は、必要に応じて立案・中間・完了・事後などの段階で実施することとし、調査研究対象の選定、計画立案、進捗管理、成果普及活動等に適切に反映させる。また、府、外部有識者などの意見を踏まえて、研究成果のうち、行政・普及機関、生産者、民間企業にとって特に有用なものを「主要成果」として選定し、広く成果の還元を努める。</p> <p>【数値目標】 1 受託研究利用者を対象としたアンケート調査を実施し、利用者の総合評価の中期目標期間における平均値を4以上（5段階評価）とする。（再掲） 2 府からの依頼による調査研究課題については、行政評価を受け、その総合評価（4段階評価）の中期目標期間における平均値を3以上とする。（再掲） 3 外部有識者による調査研究課題に対する評価（4段階評価）の総合評価について、中期目標期間における平均値を3以上とする。</p>
---	--

<p>（３）連携による業務の質の向上</p> <p>①多様な情報の収集と評価</p> <p>事業者への技術支援などにおいては、府をはじめとした行政機関や事業者団体、金融機関などを含む外部とのネットワークを通じ、事業者の多様な情報を収集するとともに、研究所の行う業務について積極的に意見を求めること。</p>	<p>（３）連携による業務の質の向上</p> <p>①多様な情報の収集と評価</p> <p>環境・農林水産業及び食品産業関連の事業者団体や金融機関、行政と積極的に連携・交流し、共催イベントの実施や情報発信での連携など様々な取組によって事業者の技術ニーズの収集において充実を図る。併せて、研究所が行う事業者支援の取組方法やその改善策について意見交換を行う。</p>
<p>②他の研究機関との協働</p> <p>調査研究やその成果の普及においては、大学、他の試験研究機関などとの協力・連携に努めること。また、府県連携の取組を活用して、情報交換・技術の相互利用などを行い、より高度な技術力を身につけるなど、研究所の業務の質の向上に努めること。</p>	<p>②他の研究機関との協働</p> <p>大学、他の試験研究機関等との共同事業体（コンソーシアム）結成や連携協定を利用して、課題解決に向けた調査研究や成果普及に協働で取り組む。さらに、研究所の業務の質を向上するため、他府県との連携を活用して、情報交換・技術の相互利用などを行う。</p>
<p>（４）調査研究成果の利活用</p> <p>①調査研究成果の普及</p> <p>研究所がその調査研究を通じて得た知見、技術及び優良品種などは、その利活用を通じて、府民生活の向上につながるよう、府に協力して積極的に普及活動を行うこと。</p>	<p>（４）調査研究成果の利活用</p> <p>①調査研究成果の普及</p> <p>研究所がその調査研究を通じて得た知見、技術及び優良品種等について、府と連携して広報を行うとともに、府の事業等を通じて普及に努める。</p>
<p>②知的財産権の取得・活用</p> <p>新たに得た知見や技術は、必要に応じて特許の出願を行う等により知的財産権を取得し、その権利の保護・活用に努めること。</p>	<p>②知的財産権の取得・活用</p> <p>調査研究を通じて得た知見、技術のうち、商品化が期待される研究成果や技術の独占防止が必要なものなど保護すべきものは、研究所の知的財産ポリシーに基づき、知的財産権の取得を行う。また、保有する知的財産については、社会の中で広く活用されるよう、積極的な広報等を行う。</p>
<p>第３ 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>１ 業務運営の改善</p> <p>（１）自律的な業務運営</p> <p>理事長のマネジメントのもと、多様な技術ニーズの変化に迅速かつ効果的に対応できるよう、業務の内容やその実施状況を絶えず点検・分析し、その結果を踏まえ、機動的に業務を見直すなど、自律的・効果的な業務運営を行うこと。</p>	<p>第２ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>１ 業務運営の改善</p> <p>（１）自律的な業務運営</p> <p>理事長のマネジメントのもと、自主的な経営判断に基づく機動的な運営を行い、重要な分野や業務に経営資源を集中する。そのために、必要な組織体制や業務運営の見直しを行う。</p>

<p>（２）業務の効率化 意思決定や事務処理を簡素化・合理化するなど、業務の効率化を進めること。</p>	<p>（２）業務の効率化 文書決裁や事務処理の簡素化・合理化の可能性について定期的に検討するとともに、業務の内容や性質などを考慮して、作業手順のマニュアル化など業務の標準化を進める。</p>
<p>２ 組織運営の改善 （１）優秀な人材の確保 長期的展望に立って計画的・弾力的に、優秀な人材を確保すること。</p>	<p>２ 組織運営の改善 （１）優秀な人材の確保 長期的な展望に立った職員配置計画に基づき、多様な雇用形態の運用など法人化の特性を活かして、優秀な人材を確保する。職員の採用にあたっては、ホームページ等を活用し、広く募集を行うとともに、職場の特長や魅力を日頃からPRし、多くの応募者の獲得に努める。</p>
<p>（２）人材の育成 研修などを通じ、職員の研究力・技術力などの向上を図るとともに、公平かつ客観的な人事評価制度や職員へのインセンティブにより、職員の勤務意欲を高め、その能力を最大限に発揮できるようにすること。 加えて、多様な職員が活躍できる環境を整備するため、自主的かつ積極的な取組に努めること。</p>	<p>（２）人材の育成 ①研修制度の運用 第1期中期目標期間に定めた職員育成計画に基づき、職員研修を実施する。また、組織としての技術力・研究力・事務処理能力を将来にわたって維持するため、自己研鑽の支援及び職場内指導の充実に取り組む。 ②人事評価制度の運用 職員の職務能力及び勤務意欲の向上を促すため、第1期中期目標期間に定めた人事評価制度を運用する。 ③職員へのインセンティブ 職員表彰の制度等を活用して、職員の業務に対する意欲向上や目標達成のための動機づけを行う。 ④職場環境の整備による多様な人材の確保・育成 適切な職場環境を整備し、すべての職員が活躍できる職場づくりに努める。特に職員が妊娠、出産、育児に際して、安心して働けるよう支援を行う。</p>
<p>（３）効果的な人員配置 職員が能力・専門性を最大限に発揮し、研究所の業務運営が効率的に実施できるよう人員を配置すること。また、弾力的な人員配置を通じ、業務体制の強化を図ること。</p>	<p>（３）効果的な人員配置 職員が能力・専門性を最大限に発揮し、研究所の業務運営が効率的に実施できるよう人員を配置する。また、弾力的な人員配置を通じ、業務体制の強化を図る。</p>

<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>健全な財務運営と業務の充実の両立を可能とするよう適正な予算編成のもと、経費の執行状況を絶えず点検することや、職員のコスト意識を醸成することなどにより、経費を効率的に執行するとともに、依頼試験をはじめとする技術支援の充実や外部の研究資金の更なる獲得などを通じた研究事業の収益化などにより、自己収入の確保を図ること。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>健全な財務運営を確保し、業務を充実させるよう予算編成を行うとともに、予算執行にあたっては絶えず点検を行い、効率的な執行に努める。また、自己収入の確保を図るため、受託研究や外部資金の獲得など様々な方途を検討し、公的試験研究機関としての使命をふまえた適切な範囲で、効率的に収入を得る。その他、職員研修などの機会を通じて、職員全体のコスト意識を高め、経費の削減につなげる。</p>						
	<p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>別紙のとおり。</p>						
	<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額 5億円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に支出をする必要が生じた際に借入することが想定される。</p>						
	<p>第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>地方独立行政法人法の手続きに則り、次の財産を処分する。</p> <table border="1" data-bbox="1070 981 2152 1189"> <thead> <tr> <th>処分財産名</th> <th>所在地</th> <th>処分時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食とみどり技術センター試験ほ場及び農業大学校実習ほ場等（土地） （動物愛護管理センター（仮称）建設用地）</td> <td>羽曳野市尺度4 4 2</td> <td>平成29年度以降</td> </tr> </tbody> </table>	処分財産名	所在地	処分時期	食とみどり技術センター試験ほ場及び農業大学校実習ほ場等（土地） （動物愛護管理センター（仮称）建設用地）	羽曳野市尺度4 4 2	平成29年度以降
処分財産名	所在地	処分時期					
食とみどり技術センター試験ほ場及び農業大学校実習ほ場等（土地） （動物愛護管理センター（仮称）建設用地）	羽曳野市尺度4 4 2	平成29年度以降					
	<p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p>						

	<p>第8 剰余金の使途</p> <p>決算において発生した剰余金のうち、業務の効率化等、経営努力により生じたものについては、職員の技術力・研究力の向上等調査研究体制の強化、及びそのための施設・設備の改善、その他研究所が必要と認める調査研究に要する経費に充てる。</p>
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 法令の遵守</p> <p>業務執行に当たり、常に法令を遵守するとともに、中立性及び公平性を確保すること。また、高い倫理観をもって公正に取り組むこと。</p>	<p>第9 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 法令の遵守</p> <p>職員研修などの機会を通じて、コンプライアンスの意識を徹底し、業務執行における中立性と公平性を確保する。特に調査研究については、不正行為防止のため、管理責任体制を構築し、内部監査や不正防止に関する研修などの取組を実施する。また、研究費について、不正使用防止計画を定め、研究費の適正な使用、管理及び監査体制に万全を期する。</p>
<p>2 個人情報保護及び情報公開</p> <p>個人情報保護及び情報公開は、関係法令に基づき適正に対応すること。</p>	<p>2 個人情報保護及び情報公開</p> <p>個人情報、企業情報等の漏えい防止のため、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）及び大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）に基づいて策定した個人情報の取扱及び管理に関する規程及びセキュリティポリシーにより、適切な情報管理を行う。</p>
<p>3 適正な料金設定</p> <p>手数料や利用料については、受益者負担を前提に適正な料金を設定すること。</p>	<p>3 適正な料金設定</p> <p>利用者のニーズ、他府県等のサービスの水準等を踏まえ、利用者に過度な負担とならないよう適正な料金設定を維持する。</p>
<p>4 労働安全衛生管理</p> <p>職員が安全で快適な労働環境で業務に従事できるよう配慮するとともに、事故などの未然防止に努めること。</p>	<p>4 労働安全衛生管理</p> <p>職員が安全で快適な労働環境で業務に従事できるよう配慮する。また、第1期中期目標期間に定めた労働安全衛生管理体制を維持し、安全管理に係る研修の活用などにより災害等の発生を未然に防止するよう取り組む。</p>
<p>5 環境に配慮した業務運営</p> <p>職員が安全で快適な労働環境で業務に従事できるよう配慮するとともに、事故などの未然防止に努めること。</p>	<p>5 環境に配慮した業務運営</p> <p>環境マネジメントシステムを運用し、省エネルギー、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進など環境に配慮した運営に取り組む。</p>
<p>6 施設及び設備機器の整備</p> <p>施設及び設備機器を良好かつ安全な状態で保持し、業務を円滑に進めるため、計画的に整備を進めること。</p>	<p>6 施設及び設備機器の整備</p> <p>適切な維持管理により、施設及び設備機器の長寿命化を図り、管理運営コストの削減に努める。また、施設の整備に、中長期的な視点に立ち計画的に取り組む。特に、</p>

	<p>食とみどり技術センター本館・別館は、平成 28 年度中、水生生物センターは平成 29 年度中の竣工を目指し建替え整備を行う。 加えて、設備機器も、調査研究機能が陳腐化しないように計画的な整備と更新に取り組む。</p>								
<p>7 資源の活用 研究所が有する技術・ノウハウやフィールド・施設などの資源は、有効に活用すること。</p>	<p>7 資源の活用 知見や施設設備等研究所が有する資源を有効に活用し、事業者、行政、市民団体等に対する技術指導・研修・講習会を実施するとともに、教育機関・企業等が行う環境保全や農林水産業の振興に係る活動の場を提供する。</p>								
	<p>第 10 大阪府地方独立行政法人法施行細則（平成 17 年大阪府規則第 30 号）第 4 条で定める事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画（平成 28～31 年度）</p> <table border="1" data-bbox="1111 675 2152 807"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額（百万円）</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食とみどり技術センター新築整備</td> <td>2,119</td> <td rowspan="2">施設整備費補助金</td> </tr> <tr> <td>水生生物センター新築整備</td> <td>140</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 （1）金額については見込みである。 （2）各事業年度の財源の具体的金額は、各事業年度の予算編成過程で調整され、府議会において決定される。</p> <p>2 人事に関する計画 第 2－2 「組織運営の改善」に記載のとおり。</p> <p>3 中期目標の期間を超える債務負担 なし</p> <p>4 積立金の処分に関する計画 第 1 期中期目標の期間の最後の事業年度において地方独立行政法人法第 40 条第 1 項又は第 2 項の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち知事の承認を受けた金額について、調査研究体制の強化のための施設・設備の改善に要する経費に充てる。</p>	施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源	食とみどり技術センター新築整備	2,119	施設整備費補助金	水生生物センター新築整備	140
施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源							
食とみどり技術センター新築整備	2,119	施設整備費補助金							
水生生物センター新築整備	140								